

議第 38 号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）が改正されたことに伴い、引用条文、語句等の改正を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例（平成 20 年下呂市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例</u></p>	<p><u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例</u></p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第 1 条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）<u>第 4 条第 6 項</u>に規定する同意基本計画において定められた<u>促進区域</u>である下呂市（以下「同意促進区域」という。）内において、一の施設を設置した者に係る固定資産税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第 1 条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成 19 年法律第 40 号。以下「法」という。）<u>第 5 条第 5 項</u>に規定する同意基本計画において定められた<u>下呂市における集積区域</u>（以下「同意集積区域」という。）内において、一の施設を設置した者に係る固定資産税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(固定資産税の課税免除)</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p>
<p>第 2 条 市長は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 25 条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）<u>第 2 条</u>で定める施設を同意促進区域内に設置した事業者が、<u>法第 13 条第 4 項又は 7 項による承認を得た地域経済牽引事業計画に従って行う地域経済牽引事業のために設置した場合において、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物</u>（当該対象施設の用に供する部分に限る</p>	<p>第 2 条 市長は、<u>同意集積区域内において、法第 5 条第 2 項第 5 号に規定する指定集積業種に属する事業</u>（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）<u>第 4 条</u>に規定する業種に属する事業に限る。以下「特定事業」という。）を行う者が、<u>法第 14 条第 3 項に規定する承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち省令で定める</u></p>

改正後	改正前
<p>ものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を、新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>ものを設置した場合において、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)</u>又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を、新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）が改正されたことに伴い、引用条文、語句等の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 法律の題名が改正されたことにより条例の題名を改めます。
(題名関係)
- (2) 法律の名称、引用条項、区域の規定を改めます。
(第 1 条関係)
- (3) 課税免除となる対象施設の設置計画を「地域経済牽引事業計画」に改めます。
(第 2 条関係)
- (4) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。
(附則関係)